

平成 29 年度

第 6 回東かがわ市農業委員会議事録

平成 29 年 9 月 20 日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 20 日 (水) 午後 1 時 24 分から午後 2 時 38 分

2. 開催場所 東かがわ市役所 3 階 大会議室

3. 出席委員 (17 名)

会長	1 番 三谷 正一	11 番 木村 政光
職務代理	2 番 田村 照栄	12 番 中野 勇二
	3 番 久保 博	13 番 藤崎 皓一
	4 番 田中 稔	14 番 古井 清二
	5 番 水田 武雄	15 番 神崎 康光
	6 番 田中 利明	16 番 有馬 宏紀
	7 番 井戸 等	17 番 岩井 伸明
	8 番 清水 祥用	
	9 番 井内 淳一	
	10 番 細川 良照	

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

第 1 署名委員の指名について

第 2 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知報告について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地改良届について
議案第 5 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
議案第 7 号 非農地証明願について

第 3 その他

10 月農業委員会の開催日について

6. 農業委員会事務局

七條 政文 丸山 克己 盆子原理華 板嶋 隼奨

7. 会議の概要

<p>会長</p>	<p>時間が少し早いですが、全員の方がおそろいでございますので、ただいまから平成 29 年度第 6 回東かがわ市農業委員会を開会いたしたいと思ひます。</p> <p>今朝の全国農業新聞を見てもみますと、今回の台風 18 号は、気象庁始まって以来の九州、四国、本州、北海道の 4 つの島に上陸、再上陸をしながら進んだようでございます。特徴は大雨と強風であったと思ひますが、皆様方、被害はございませんでしたか。お見舞い申し上げます。</p> <p>台風通過の片づけや何かとお忙しい中、第 6 回東かがわ市農業委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。お送りしておりますお手元の議事日程に基づきまして進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>お願ひしてございました農地パトロールの調査につきまして、今月末までと一応定めさせていただいておりますので、いま一度ご確認いただきまして、ご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまより開会いたしますので、十分にご審議をよろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>それでは、議事日程によりまして進めてまいりたいと思ひます。</p> <p>日程第 1 の署名委員の指名でございますが、恒例によりまして、私のほうからご指名をさせていただきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、9 番 井内淳一委員と 10 番 細川良照委員、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。</p> <p>それでは、続きまして、日程第 2、議案のほうへ入りたいと思ひます。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知報告につきまして、今回は 1 件でございますので、まず説明を申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告の詳細をご説明いたします。議案書は 1 ページです。</p> <p>農地の貸し借りの中で有償の貸し借りである賃借権を、期間満了を迎えずに解約するものが 1 件ございます。</p> <p>申請番号 1 番、貸し手、 様、借り手、 様。申請地は 田 2 筆、合計面積 3,286 平方メートルです。平成 25 年 3 月から 5 年間の賃借権の設定をしておりましたが、贈与のため合意解約です。次案件は議案第 2 号 1 番です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>第 1 号議案につきまして、双方合意の上での書類提出となっております。なお、これは、贈与のために第 2 号議案農地法第 3 条でまた議案として上がっておりますので、よろしくお願ひをしたらと思ひます。</p> <p>議案第 1 号につきまして、何かご異議ございませんか。別段ございませんか。</p>

	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、1件ございます。説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第3条の許可申請についての説明をさせていただきます。議案書は2ページでございます。</p> <p>農地法第3条の許可申請は、農地を農地として耕作目的で権利移転または設定しようとするものでございます。今月の申請は所有権移転贈与が1件でございます。</p> <p>申請番号1番、所有権移転贈与の案件です。譲渡人は■■■■様、譲受人は■■■■様。申請農地は、■■■■に位置します■■■■地目は田、合計面積は3,286平方メートルでございます。申請に至った理由としましては、申請地は平成15年から今回の譲受人が借り受けて耕作をしており、今年2月に現所有者が土地を相続しましたが、相続人は■■■■しており、今後申請地の土地利用の見込みがないことから、借受人に所有権移転の話を持ちかけたところ、話がまとまり申請に至ったものでございます。譲受人の所有する農業機械は、■■■■各1台所有。農作業歴は■■■■年、通作距離は自宅から■■■■メートル、申請農地取得後の経営面積は■■■■平方メートル、農作業常時従事日数は■■■■日となっております。</p> <p>以上、本件については、農地法第3条第2項各号に定める、全部効率利用要件、信託の引き受けに該当していないか、農作業常時従事要件、下限面積要件、周辺農地における農地の利用に支障はないかの5点について要件を満たしており、権利移動は適当であると思われまます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、補足説明を申し上げたいと思います。9月13日に■■■■さんに確認をいたしました。内容につきましては、ただいま事務局から説明したとおりでございます。なお、この当該土地2筆につきましては、平成15年からこの■■■■さんが実質耕作管理をしておりまして、現地を確認いたしましたけれども、適正に管理をされておりました。なお、周辺の方にもお聞きをいたしましたけれども、何ら問題ないという説明をいただいております。以上、補足説明といたします。</p> <p>議案第2号につきまして、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ご異議ないものとして許可相当として処理をいたしたいと思っております。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、まず事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

失礼いたします。議案書の3ページをお開きください。

農地法第5条許可は、所有権移転や貸借などの権利設定を伴い、農地転用するための許可手続でございます。今月は5件の申請で、うち2件は一時転用でございます。

初めに、申請番号1番、議案書は3ページ、資料は1ページから4ページでございます。譲渡人は[]様、譲受人は[]

[]様。申請地は、[]

地目は田、合計面積は599平方メートル。権利は所有権移転売買でございます。転用の目的は、太陽光発電設備[]の設置。

立地基準については、資料の1ページをお開きください。申請地は、[]に位置します第2種農地となっております。

一般基準については、譲受人は[]で、[]

[]制度を利用し、太陽光発電設備による事業の規模拡大をしたいとして、申請に至ったものでございます。パネル面積は、パネル枚数[]枚で、298.08平方メートルでございます。排水については、雨水はため柵を設置し、既設水路に放流、汚水の発生はありません。

次に、申請番号2番、資料は5ページから8ページでございます。譲渡人は[]様、譲受人は[]様。申請地は、[]

[]地目は田、面積は531平方メートル。権利は所有権移転売買でございます。転用の目的は、太陽光発電[]の設置でございます。

立地基準については、資料の5ページをお開きください。申請地は、[]に位置します第2種農地となっております。

一般基準については、譲受人は[]

[]を利用し、[]としようとするものでございます。パネル面積は、パネル枚数は[]枚で、335.13平方メートルでございます。排水については、雨水はため柵を設置し、既設水路に放流、汚水の発生はありません。

次に、申請番号3番、資料は9ページから12ページでございます。貸し人は[]様、借り人は[]

[]様。申請地は、[]地目は田、面積は780平方メートルのうち607.18平方メートル。権利は賃借権の設定、平成30年1月15日までの一時転用でございます。転用の目的は、事務所、倉庫、便所、資材置き場用地でございます。

立地基準については、資料の9ページをお開きください。申請地は、[]に位置する平成19年に土地改良事業が実施された第1種農地でございます。

一般基準については、借り人は[]

	<p>こととなりましたが、現場周辺に事務所等の用地が必要となったため、現場に隣接する申請地を仮設事務所等の用地として一時転用しようとするものでございます。排水については、雨水は自然浸透処理、汚水の発生はありません。なお、申請地は、[redacted]であるため、事前着工がされておりますので申し添えます。</p> <p>次に、申請番号4番、資料は13ページから16ページでございます。譲渡人は[redacted]様、譲受人は[redacted]様。申請地は、[redacted]地目は畑、面積は500平方メートル。権利は所有権移転売買でございます。転用の目的は、住宅1棟2階建て及び車庫1棟平屋建て、合計建築面積129平方メートルの建設。</p> <p>立地基準については、資料の13ページをお開きください。申請地は、[redacted]に位置します第2種農地となっております。</p> <p>一般基準については、譲受人は本人、妻、子の5人で借家住まいをしておりますが、子の成長に伴い手狭であるため、住宅用地として転用しようとするものでございます。排水については、雨水はため柵を、汚水は合併処理浄化槽を設置し、既設水路に放流します。</p> <p>次に、申請番号5番、議案書資料は17ページから20ページでございます。貸し人は[redacted]様[redacted]、借り人は湊[redacted]。申請地は、[redacted]地目は田、面積は229平方メートルのうち176.28平方メートル。権利は賃借権の設定、平成30年3月31日までの一時転用でございます。転用の目的は、事務所、休憩所、倉庫用地でございます。</p> <p>立地基準については、資料の17ページをお開きください。申請地は[redacted]に位置する第2種農地となっております。</p> <p>一般基準については、借り人は[redacted]を請け負うこととなりましたが、現場周辺に事務所等の用地が必要となったため、現場に隣接する申請地を仮設事務所用地として一時転用しようとするものでございます。排水については、雨水は申請地南側の既設のはけ口から農業用水路へ放流、汚水の発生はありません。</p> <p>なお、申請地は[redacted]であるため、事前着工を予定しておりますので申し添えいたします。</p> <p>以上、5件につきましては、被害防除計画も妥当であり、隣接する農地関係者との調整も完了しており、計画は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、申請番号1番を議題にいたしたいと思ひます。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。</p>

田中（稔） 委員	電話確認したところによりますと、別に問題ないということですが、発電トラブルがあれば、即対処するということでした。 以上。
会長	補足説明も終わりましたので、ご審議をいただきたいと思いますが、いかなものでしょうか。別段ご異議ございませんか。 (異議なし)
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号1番につきましては、ご異議はないものとして処理をいたしたいと思います。 続きまして、申請番号2番を議題にいたしたいと思います。これにつきましても、地元委員、補足説明よろしくお願ひ申し上げます。
田中（稔） 委員	これも同じで、別に問題ないということでした。
会長	ありがとうございました。申請番号2番につきましても、別段問題ないというような補足をいただきました。 お諮りをいたしますが、申請番号2番につきましても、別段ご異議ございませんか。 (異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、異議なしとして処理をいたしたいと思います。 続きまして、申請番号3番を議題にいたしたいと思います。地元委員、補足説明よろしくお願ひ申し上げます。
水田委員	9月14日に■■■■さんと電話で話しまして、別に問題ないということです。
会長	ありがとうございました。申請番号3番につきましても、別段問題ないというような補足をいただきました。 お諮りをいたしますが、申請番号3番につきましても、別段ご異議ございませんか。 (異議なし)
会長	ありがとうございました。 続きまして、申請番号4番を議題にいたしたいと思います。地元委員、補足説明よろしくお願ひ申し上げます。
井戸委員	15日に鎌田さんとお会いいたしました。現地も確認をいたしました。議案書の資料の13、14ページに地図があるんですけど、■■■■さんの土地というのは、細長いうなぎの寝床のような土地なんですけど、隣接する車道のすぐ横に、今回、申請地があるわけなんですけど、ここが■■■■さんの土地がありますもんですから、入り口を売却すれば、次どうされるんですか。と■■■■さんにちょっと具体的な話を聞きました。そうすると、奥側のところが■■■■おりにまして、そのすぐ右隣は■■■■さんの土地であるということで、将来的にはひよっとした

	<p>ら宅地化になる可能性があるので、手前のほうでも問題がないというふうな話でありました。ですから、今回、水利組合の組合長とも話をお聞きして了解を得ているということですので、問題ないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。</p>
会長	<p>そしたら、進入路はたちまちはこのところを使うわけですか。</p>
井戸委員	<p>進入路は、だからもうすぐ横の土地が■■■■さんの土地ですので、手前を売っても全く支障がないというお答えでしたので、大丈夫であろうと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。申請番号4番につきまして、補足説明をいただきました。</p> <p>お諮りをいたしますが、申請番号4番につきまして、別段ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。別段ご異議はないものとして処理をいたしたいと思います。</p> <p>続きまして、申請番号5番を議題にいたしたいと思います。地元委員、補足説明よろしく願い申し上げます。</p>
木村委員	<p>資料の19ページ、20ページに写真と地図が出ていますが、ご覧のように、本件土地につきましては、道路と川とにぐるっと囲まれておりまして、隣の農地はございません。水利についても、写真の手前にございますパイプ配管で水を入れているような関係で、水利関係も問題ないです。14日に所有者と面会しましたが、別に問題になるようなことは起こらないだろうと思います。よろしく願います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。申請番号5番につきましても、別に問題ないというような補足をいただきました。</p> <p>お諮りをいたしますが、申請番号5番につきましても、別段ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第3号、1番から5番までにつきまして、許可相当として処理をいたしたいと思います。</p> <p>それでは、続きまして、議案第4号 農地改良届について、今回1件ございます。説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第4号 農地改良届について、説明をいたします。議案書は4ページでございます。</p> <p>初めに、申請番号1番、議案書4ページ、資料は21ページから24ページでございます。</p> <p>届出者は、■■■■様。届出地は■■■■地目は田、面積は187平方メートルでございます。届出地については、資料の21ページをお開きください。届出地は、■■■■に位置します第2</p>

	<p>種農地でございます。改良の目的は、隣接する所有農地との一体利用による営農の効率化。改良内容は、盛土最大0.94メートルでございます。申出地は、 の用地となった土地の団地ですが、面積が狭く不便になったため、西側に隣接する自己所有農地と高さを合わせ、一体利用ができるようにしようとするものでございます。工期は、平成30年3月31日まででございます。隣接農地関係者との同意もあり、被害防除計画も妥当であるため、計画は適当であると思われます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思ひます。地元委員の補足説明をよろしくお願ひいたします。</p>
神崎委員	<p>先日15日にこの土地を見せてもらひまして、その後、北側に所有されている さん、西側に所有されている さんに、「問題になるところはございせんか」とお尋ねしたところ、水路の確保がちゃんとできていれればいということ、その後 にお聞きしたら、この水路のところは、水路と土地との境のところにコンクリートを頑丈にいたしますんでということなので、問題ないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。農地改良届につきましても、別段問題ないというような補足をいただきました。</p> <p>お諮りをいたします。農地改良届につきましても、別段ご異議ございせんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。これにつきましても、許可相当として処理をいたしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画につきまして、今回は19件45筆でございます。概要の説明になるかと思ひますが、お聞き取りいただいたらと思ひます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、合計にて報告をいたします。</p> <p>議案書は5ページから9ページです。賃借権設定、新規1件、更新2件、使用貸借権設定、新規10件、更新6件、合計19件45筆。面積53,050平方メートルです。公示日は9月29日を予定いたしてあります。</p> <p>以上、よろしくご審議お願ひいたします。</p>
会長	<p>9月29日の公示をもって行いたいと思ひます。これにつきましても、別段ご意見ございせんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、適当と認めまして、処理をいたしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について、先ほどの中で農地機構関係のもの貸出先の明細になります。お聞き取りをいただいたらと思ひます。</p>

事務局	<p>失礼いたします。議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について、合計にて報告いたします。</p> <p>農地機構から耕作者への貸し付けの計画案です。議案書は10ページから11ページです。今月は6件の配分計画案がございます。</p> <p>賃借権の設定0件、使用貸借権設定6件11筆、合計6件11筆、面積13,399平方メートルです。平成29年11月1日からの借り受けを予定いたしております。</p> <p>以上、ご意見よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>機構を通しての貸し借りでございますが、適当である旨の答申をいたしたいと思っておりますが、別段ご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。それでは、適当である旨の答申をいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、続きまして、議案第7号 非農地証明願について、今回1件でございます。説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>失礼いたします。議案第7号 非農地証明願についての説明をさせていただきます。今月は1件の申出でございます。</p> <p>番号1番、議案書の12ページ、資料は25ページから28ページでございます。</p> <p>申請者は、XXXXXXXXXX様。申請地はXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXに位置しますXXXXXXXXXX地目は畑、面積は144平方メートル、平成8年に土地改良事業が実施された第1種農地となっております。</p> <p>利用目的は、養蜂業の資材のほか、作業場所として納屋2棟、合計建築面積45.24平方メートルの建設でございます。計画地面積200平方メートルまでの農業施設への転用は許可不用であるため、非農地証明は適当であると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上、1件、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	説明が終わりましたので、地元委員の補足説明をいただきたいと思っております。
細川委員	これは、議案書が来る前に水利組合のほうの関係で1度伺って、そしたら議案書が来たので、今度もう一度行ったんですけど、ちょっと写真、28ページの写真で見てわかるように、ぱっと見たら、これログハウスかなと思って、作業場じゃないようなんで、室内も見せてもらったんですけど、確かに作業場なんで、地域の方2、3人に聞いても、見た目がきれいに見えていいじゃないかということで、別段支障ありません。
会長	ありがとうございます。お聞きのような補足説明いただきました。非農地証明を出したいと思っておりますが、別段ご異議ございませんか。いかがでしょうか。異議ございませんか。

木村委員	異議ではないんですけど、ちょっと教えてもらえたら。さっき、200 平方メートル以下は審議が必要ないとおっしゃったあたりが、ちょっと教えてください。どうなっとんかを。
事務局	先月、非農地証明の説明をさせていただいたと思うんですけど、一般的によくあるのが、自然改廃して山林原野化しとるといので非農地証明が多いんですが、それ以外にも、許可が不要の転用ということで、この計画地の面積が200 平方メートル以下の農業用施設、これは許可が不要でございます。よくあるのが、納屋とか作業場所とか、そういったものは許可が不要ですが、転用という行為になって、地目変更が必要となってきますんで、法務局で地目変更しようとしたときに、許可が要るような転用であれば、許可証とかを付けて地目変更申請するんですけど、許可不要の転用は、今回のようなケースですけども、許可証というものの自体が出ませんので、それに代わるものとして非農地証明証を交付して、それをもとに地目変更申請をして地目が変わるといふうに使われるための証明でございます。
細川委員	細かいですけど、これ平成 28 年から何でこれ基盤整備の折には、農地畑やったら大きくするんが普通やと思うんやけど、どうしてこれが 3 筆に分かれたんかなと、それを、今のを思うたら思うんですけど。
事務局	ここの資料の 26 ページで見ますと、非農地にしようとしとるところが、今回は [] のところです。ここの筆は、この [] と、もともと 1 筆のところでした。その前は、[] さんが所有ではなくて別の人が持っていたので、この [] は後から [] さんが取得したんで、その時点でこの [] の [] さんの土地と、[] という分筆前の 2 筆になっていました。 今回この施設を建てるに当たって、許可不要で転用して地目変更しようとするためには、全筆というか、[] の分筆前の面積であれば 484 平方メートルあって、これはそもそも全部必要ないからというのがあるんですけども、そのまま分筆しないでおけば、地目変更したら登記ができないということで、地目変更の登記をするために倉庫に使う部分だけを分筆したので、今の状態ではこの小さい畑が 3 筆できてしまっているという経緯になっております。
細川委員	わかりました。実は、この 2 筆のところ、昔は違う人の看板があったんです。それで何で木 []
事務局	3 年前に多分、[] さんが買うとんです。 今、ちょっと手元に分筆後の登記しかないんで、所有権取得した詳しい日がわからんですけど、3 年ぐらい前で 3 条許可をとったと記憶してます。
会長	改めましてお諮りしますが、別段ほかにございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	なければ、非農地証明を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、一応、議案関係は終わります。</p> <p>日程第3、その他のほうへまいりますが、10月の農業委員会の開催の予定日を10月20日の金曜日に予定をいたしたいと思いますが、よろしく願いをしたらと思います。</p> <p>この場所で1時半からでございます。よろしくお願ひします。</p> <p>ほかに何かございませんか。なければ閉会にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」の声あり)</p>
会長	<p>大変ありがとうございました。それでは、閉会を副会長のほうから申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>本日予定されておりました全議案につきましては、皆様方のご賛同を得ました。ありがとうございます。</p> <p>また、貴重なご意見もいただきました。事務局サイドでまた検討する事案は検討して前向きに進みたいと思っております。</p> <p>最後になりましたが、全員の参加ということで、皆様方が参加できますよう日程のほうのご都合をしていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。</p>